

平成29年9月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成29年9月12日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
地 域 政 策 課 長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
農 林 水 産 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、平成29年9月川棚町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、小田成実議員及び福田徹議員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から9月29日までの18日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月29日までの18日間と決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

なお、議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

議 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

去る、7月15日佐世保市において「平成29年度東彼杵道路建設促進期成会総会」が開催をされました。

決議文の中で、現在、県北地域から県央・県南地区へ向けた唯一の生活・産業の基幹道路である国道205号は、ほとんどの区間が、片側1車線の道路であり、事故や災害発生時には、大きな迂回を余儀なくされ、日常生活や観光など経済活動に、著しく支障をきたしている状況にある。

一方で、高規格道路整備による効果として、企業誘致による新たな雇用創出、観光客の増加による、経済好循環が生まれ始めているとして、今年度は、これらの現状を踏まえ、①国道205号針尾バイパスの早期完成。②国道205号佐世保市から東彼杵町（東彼杵道路）の計画段階評価への早期着

手。③国道205号に係わる道路改築事業及び交通安全対策事業の整備促進を図ること。を、決議すると共に、道路財源の確保について特別決議を行い、建設実現に向けて国及び県等へ強く要望していくことを決定をいたしております。

次に、7月28日川棚町において「平成29年度第21回長崎県大村東彼地域基幹農道建設促進期成会総会」が開催をされ、「大村東彼地域基幹農道」の早期建設を実現するため、期成会の総力を結集し、「川棚西部地区」の早期完成に向けて、関係機関・団体との連携を強化すること等を確認し、事業の進捗状況等について説明を受けております。

次に、8月16日長崎市において、平成29年度「長崎県後期高齢者医療広域連合議会」定例会が開催をされました。主に、平成28年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算の審査を行い、認定し、閉会をいたしております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した「議長諸報告」が、6月定例会以降、私が主に出席をした会議であります。

その他、お手元に配布をしておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、6月実施分、7月実施分、8月実施分が監査委員から提出をされておりますので、ご一読を願います。

陳情第3号、「地球で生き続ける為の地球社会建設希望決議を、今、して頂きたい陳情書」については、配布とさせていただきます。

なお、県議長会主催の「議員研修会」及び「委員長研修会」、波戸議員、福田議員が参加した「国際文化アカデミー研修」の報告書は、後ほどご一読を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

(10:05)

議 長 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議 長 町長。

町 長 皆様おはようございます。

本日、ここに平成29年川棚町議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会をいただきまし

て誠にありがとうございます。それでは、行政報告を2件させていただきます。

まず、1件目であります。第72回国民体育大会ホッケー競技が10月1日から5日まで、愛媛県において開催されますが、その大会への出場をかねて、九州ブロック大会が先月25日から27日にかけて川棚大崎自然公園交流広場、川棚高校ホッケーグラウンド及び佐世保市の青少年の天地プレイグラウンドを会場として開催をされたところでもあります。また、大会前日には、本町において九州各県の選手、大会役員が一堂に集い、開始式が開催されております。この大会には、長崎県から少年男子、少年女子、成年男子、成年女子が出場し、少年男子は1回戦で鹿児島県と対戦し、3対8で敗退。成年男子は1回戦で大分県と対戦し、2対3で惜敗。成年女子は1回戦で沖縄県に11対0の大差で勝利し、2回戦は福岡県に1対0で勝利。次の決勝戦では鹿児島県に1対3で惜しくも破れ、国体出場にはなりません。川棚高等学校女子ホッケーチーム単独で編成された少年女子チームは、1回戦で沖縄県と対戦し、5対0で勝利し、2回戦で大分県に1対0の僅差で勝利。決勝戦は佐賀県との対戦となりました。前半、後半とも互いに得点できず、シュートアウト戦にもつれ込み、16人目で勝利を決定するという白熱した近年まれに見る接戦を制し、昨年に引き続き2年連続の国体出場の切符を手に入れることとなりました。愛媛国体では、10月2日に福井県代表とベスト4をかけて対戦する予定となっております。本町がホッケーの町づくりを推進するうえでも、地元川棚高校の2年連続国体出場は今後に大いに期待できるものであり、選手の皆さんには郷土の代表として自信と誇りを胸に全国の舞台で活躍されることを期待しているところであります。

次に2件目であります。9月7日から昨日まで、第11回全国和牛能力共進会が宮城県仙台市において開催され、全国から種牛330頭、肉牛183頭が出品されたところでもあります。長崎県から肉牛部門には8頭が出場し、そのうち3頭が本町の肥育農家から出品されております。7区総合評価群には、新谷の花石牧場から1頭、8区若雄後代検定牛群には野口の横山さんが2頭出品されております。7区の総合評価群は、同じ父親を持つ繁殖牛4頭と肥育牛3頭の計7頭で、繁殖牛の飼養管理技術と肥育技術の両方を総合的に評価するもので、花石牧場の肥育牛が属する長崎県は優等賞と、交雑

脂肪の形状賞という、いわゆる特別賞を受賞されており、長崎和牛の質の高さを改めて全国に証明した結果となりました。また、8区若雄後代検定牛群は肥育牛の父となる次世代を担う、若く能力の高い種牛の産肉能力を競うもので、3頭の平均的な肉質が評価の対象となる部門であります。この部門でも横山さんが所属する長崎県が優等賞を受賞されております。なお、大会2日目の繁殖農家特別表彰式において、東小串の吉崎さんが、これまで1,000頭以上出荷し、地域の和牛振興に貢献したということで、特別賞を受賞されておりますことも併せて報告をいたします。今回の共進会に出品された両氏をはじめ、関係者の皆様に対し敬意を表しますと共に、今後、繁殖・肥育両方に渡る技術の向上を目指し、長崎和牛のレベルアップに更なるご尽力を期待いたしまして、第11回全国和牛共進会の報告とさせていただきます。

次に、本定例会での行政からの提出議案であります。平成28年度各会計決算認定7件、平成29年度各会計補正予算6件、条例改正1件、人事案件2件、その他1件であります。提案理由につきましてはその都度、説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたしまして、私の行政報告とさせていただきます。以上でございます。

(10:12)

議 長 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会での一般質問通告者は4人です。これから通告順にしたがって質問を許可します。まず、堀田一徳議員。

6番堀田 おはようございます。議席番号6番、堀田一徳です。ふるさと応援寄附金について質問をいたします。

ふるさと納税は、ふるさとで生まれ育ち、その地域での税金の恩恵を受けながら、働き出すと都会に出て納税している現実があり、その格差をなくすために住民税の約2割をふるさとに還元しようとした制度であります。

本町でも、ふるさと納税の受け入れ金額が近年急増しております。また、各自治体がふるさと納税制度での寄附を得ようと、返礼品に知恵を絞って、返礼品の自治体間競争の過熱化が問題となっております。

最近ふるさと納税を、より地域活性化のために役立つ制度とするために、

モノ（返礼品）からコト（政策・事業）への競争になってくると予想されます。ふるさと納税について、次の点を尋ねます。

①返礼品のみが消費者に記憶され、自治体の特色をアピールしきれないような状況にはなりたくなく、町の政策まで興味関心を持ってもらい、個人が応援したくなるような事業を積極的に発信すべきと考えますが、町長の考えは。

②「墓の管理」、「空き屋の見回り」、「農林水産業体験」などの返礼品を設ける予定は。

③平戸市では寄附金の使い道を公表し、どのような事業に活用し、どのような効果や成果があったのかを事細かに伝えています。また、いくら寄附を集めたのではなく、それをどう使い、どんな効果があったのかを寄附者と共有しないとこの制度は成り立たないと、平戸市長は新聞のインタビューで言っております。本町でも目的により寄附をいただいております。その活用実績を知らせるべきだが行っているのか。

④ホームページが苦手な方に、本町の返礼品と情報を掲載した冊子の作成は。

⑤地域福祉、教育、観光、ふるさと創生、町長におまかせが用意されております。どの項目に1人当たりの寄附金額が多いのか。また、50件の返礼品が用意されておりますが、人気があるのは。

⑥寄附金の使途で基金積み立てがあるが、それぞれの目標額は決めているのか。以上でございます。

議 **長** 町長。

町 **長** 堀田議員のふるさと応援寄附金についてのご質問にお答えいたします。ただいま、ふるさと応援寄附金について6項目の質問をいただきましたが、①では、個人の応援したくなるような事業を積極的に発信すべきではないかのご提言をいただきましたが、本町のふるさと応援寄附金の取り扱いにつきましては、川棚町ふるさと応援寄附金事務取扱要綱を定め、その要綱において、寄附金の使途、いわゆる使い道を規定しているところであります。そこで、寄附された方からその使途の指定があった場合、文化・スポーツの充実に関する事業の場合は人づくり文化スポーツ基金へ、人材育成に関する事業の場合は川棚町奨学資金貸付基金へ、魅力ある観光地づくりに

関する事業の場合は観光施設整備基金へ、地域福祉の向上に関する事業の場合は地域福祉基金へ、地域づくり、いわゆるふるさと創生に関する事業の場合はふるさと創生基金へ、それぞれ積み立てることにしており、特に指定がない場合はその他町長が指定する事業に充当しているものであります。したがって、議員の質問にあるような、寄附金の使い道についてあらかじめ特定の具体的事業を指定しているものではありません。これは、本町のふるさと応援寄附金が平成27年度までは、具体的な特定の事業を指定するほどには金額的に多くなかったので、それぞれの基金に積み立てていたものであります。しかし、平成28年度から専門サイト運営会社への委託により、インターネットによる申し込みと、クレジット決済が可能になったことから、件数・金額ともに増加しておりますので、ご質問にあったように寄附金の使い道として応援したくなるような事業を指定して、それをPRすることは寄附金の拡大を図るうえで効果があると思われます。このことについては教育・福祉・観光など、関係各課で協議を行い、ふさわしい事業を選定して、新たな寄附金の使い道として発信するよう速やかに検討してまいりたいと、このように考えております。

次に②についてであります。新たな返礼品についてのご提言でありましたが、こうした墓の管理、空き家の見回り、農林水産業体験といった返礼品は常に他の市町村でも実施をされているところであります。これにつきましては、実施団体の具体的な実施内容や実績などについて調査するとともに、そうした受け皿となりそうな関係機関・団体と協議を行い、また、農林水産業体験につきましては、農林水産課と連携するなどしながら、返礼品にすることができないか検討していきたいと、このように考えております。

次に③についてであります。毎年年度終了後速やかに、町ホームページにおいて、寄附の状況について各分野ごとの寄附額と、その用途について掲載を行っているところであります。しかしこれについては、①において説明したとおり、現行では寄附金の使い道について、あらかじめ特定の具体的事業を指定しているものではありませんので、表において掲げているだけあります。このことについては①で答弁したように、寄附金の使い道として応援したくなるような事業を具体的に指定して、それをPRすることと合わせて、より寄附の拡大につなげるように、今後改善を図るよう検討してまいり

たいと思っております。

次に④についてであります。返礼品の冊子については一旦作成すると、頻繁には改訂できないものであります。そして魅力ある冊子にするためには、返礼品の数を更に増やし、特に本町の特産品である小串トマトとアスパラガスをぜひ返礼品に加えてから作成したいと、このように考えておりました。今まで作成を伸ばしているところであり、そこで返礼品の数も、先ほど議員からもお話しがありましたように、現時点で50品目を超え、更に小串トマトとアスパラガスについても、10月頃には返礼品に加えられる目途ができましたので、その手続きができ次第、冊子を作成するよう、このように計画をしているところであり、

⑥につきましては、平成28年度の実績では項目別に多い順に「町長におまかせ」が48.8%、「教育」が20.1%、「地域福祉」が13.7%、「ふるさと創生」が9.4%、「観光」が8%という構成比率になっており、特に用途の指定がない町長におまかせが最も大きな割合を占めております。そして返礼品につきましては、事業者が特定されるような説明は、返礼品の人気の良し悪し、その売上といったことにつながりますので、差し控えたいと思っておりますが、平成28年度実績においては総数が883件、そのうち最も多かったのはスイートスプリング、デコポン、温州ミカン、ぶんたん、ざぼんといった、いわゆる柑橘類で、合計いたしますと550件、総数に占める割合は62.3%となっております。

次に⑥についてであります。基金の積み立てについては、現在のところ目標額は特に定めておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 ふるさと納税も24年に始まりまして、今、3年間、4年目に入っておりますけど、28年度からですね、先ほど町長がおっしゃいましたように、いろいろな返礼品があったのを全部委託をされまして、そしてインターネットで販売をしてクレジット決済をするようになったということで、全国各地から大きな金額が入りまして、28年度は1,000万を超えたような金額になっております。今、町長が答弁をされましたけど、ほとんど今からしていくということで、大いに拡大をしてもらえればと思っております。その中で、やっぱり活用実績を知らせるべきということで質問をしま

したけど、今はホームページ上で年度末に報告をされておりますけど、これは寄附者にそういった、こういう活用をしましたよというのは、連絡はされておるのですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 担当課長から答弁させます。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 寄附者に対して周知をしているかというご質問でございますが、現在それは行っておりません。私が知る限りではですね、寄附者個別に連絡、あるいは通知をしているというケースはほとんどなかろうと思えます。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 寄附者に使い道を連絡していないということですが、実際に寄附者の方もですね、川棚町のことをいいと思って寄附をされていらっしゃるわけですね。そうするとやっぱりリピーターあたりをお願いをする時にでも、こういった使い道が、使いましたというのを寄附者に報告すべきではないかと思うんですけど、ただ単に寄附だけをください、くださいと言うよりも、やはりこれこれに使いましたよ、あなたの金額はこれに使わせてもらいましたというのをしていくべきではないかと思えますけど、どうですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 議員のおっしゃることはよく理解をできますが、今、担当課長が答弁いたしましたように、あまり他の自治体も例がないようでありますので、今後こういった形でしていくか検討をさせていただきたいと思えます。

町 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 他所の市町がしていないからしないのではなくて、やはり川棚町独自でもそういうことをしていてもいいのではないかと思います。

次に、この冊子の作成はですね、10月頃、そういった小串トマト・アスパラあたりができた範囲内で検討するというところでございましたけど、その他にもですね、旬の野菜あたりを集めて、特別便として送るというふうなことも考えていいと思うんですね。それはやはり単独ではなくて、JAの新鮮

市場とか、そういうところとタイアップをしてでも、そういったものを設けるようなことはできませんか。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えします。冊子についての質問であったんですけど、旬の野菜を返礼品にということで、質問の主旨がちょっとよくわかりません。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 すみません。冊子を作る時に、今、小串トマトとアスパラ辺りを協議して載せるような話だったのですが、それに今言ったような野菜のあれも一緒に載せられないかということです。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。返礼品を増やすということだろうと思うんですけど、それについてはですね、担当課の方も、例えば農林水産物であれば農林水産課と協力しながら、開発をしているところであります。議員の気持ちはわかるんですが、例えば小串トマトやアスパラガスについても、これは制度が発足した当初から私共は農家、あるいはJAにアプローチしてきたわけですが、やっと今回それが実現する運びになったわけですね。そういったいわゆる受け手の背景もありますので、町が思ったようには進まないということもご理解をいただきたいと思います。ぜひ、そういった姿勢で取り組んでいることをご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 そういうことで進めていただければと思います。ふるさと応援寄附金についても全般になるわけですが、先ほど活用実績を知らせるといふような話をしましたけど、質問の中で平戸市のことを例に出しましたけど、平戸市ではですね、こういった活用実績を、これはホームページ上だろうと思うんですけど、例えばですね、5月2日発信で学校教育のパソコンを入れ替えました、こういったものもふるさと納税の金額で出されているわけですね。それから平戸城周辺の樹木伐採を実施しました、そういうのもふるさと納税辺りで出していらっしゃるわけですね。だから、こういうふうな活用実績、金額まで入れて、1つの事業に対して金額まで入れて発信するというのは大事ではないかと思いますが、今はそういった、ホームページでただ単にですね、地域福祉に使いました、教育に使いました、観光に使いまし

た、ふるさと創生に使いました、それから一般の町長におまかせをしましたということだけしか書いていないわけですね。ただ、この金額も一般の町長におまかせの中でも575万円は出産祝金、子育て応援金、それから川棚健康まつりに使いましたということにつけられております。ただ、これはそれにどのくらい使ったというのは報告はされていないんですね。だから、そういった金額まで載せて報告をしたらどうかと思いますけど、いかがですか。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えします。先ほど壇上でも答弁いたしましたように、使途についてはですね、いわゆる寄附をいただいた方の寄附金をまだ使うという段になってきていないんですね。寄附者の規模によって、基金に積み立てをしているという、そういった状況です。平戸市辺りは年間何億も寄附金が集まりますので、当然それを原資としてパソコンを買うとか、そういった具体的な事業ができるわけですが、川棚町の場合はまだそういった金額が集まってきておりませんので、個々に使ったということの、まず実績もないし、そしてそれを寄附者にお知らせするというのもできておりません。今後、寄附金額が増えていきますと、そういったことも考えていくべきではないかと、こう思っております。以上でございます。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 いっぱい項目があるわけですけど、どの項目にですね、⑤番目のことですけど、1人当たりの寄附金額というのは、だいたい寄附金額は1万円以上になっておりますけど、どの項目にですね、これは町長おまかせが48.8%がほとんど1万円だろうと思うんですけど、その他にですね、例えば高額な商品がありますけど、2万円とか、それから川棚町では15万円以上まであるわけですけど、その中で一番多いのはたぶん1万円だろうと思うんですけど、その他に高額で寄附というのがあるんでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えします。議員がおっしゃるように1万円というのが一番多いということは私も承知しておりますが、一番多かった寄附金についてはちょっと記憶がありません。担当課長もちょっと手持ちに資料がないようでございますので、答弁できません。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 1万円が一番多いということです。それから、この50件の中には2万円以上、それから3万円以上ですね、それから8万円以上、それから15万円以上、そういう金額が設定されておるわけですけど、なかなかやはり高額になると、なかなか難しいという面があるかと思います。やはり冒頭言いましたように、やはり川棚町に来てもらう、あるいは川棚町の魅力を知ってもらうということになると、やはり先ほどから言いますように、もっと返礼品の数を増やす努力をしていくべきだと思います。それと、この⑥番目の基金積み立てというのがずっと、4項目ですかね、地域福祉、教育、それから観光、ふるさと創生辺りに基金積み立てとなっております。これは先ほど町長の答弁でまだそういった事業をするまでもないということで、なかなか使い道がわからないということでしょうけど、この目標額というのはいくらぐらい貯まったら何の事業をしようということまで計画はされていますか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。先ほども言いましたように、目標額は特に定めておりません。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 目標額を定めてなくて、やっぱり平戸市みたいに何億って集まれば、そういった計画がすぐできると思うんですけど、川棚町の場合はまだ1,000万程度ですので、ちょっとしたことしかできないかと思いますが、やはりいくらかまでの目標を決めてもらって、そしてやはりそれを使うというふうな、4年か5年ぐらいかけて計画をしてもいいんじゃないかと思います。やはり寄附者がですね、寄附をした町を訪れてみたいということになると、先ほど2番目に言いましたように、農林水産業体験が一番手っ取り早く体験的なものをできると思うんですね。だからそういったものを今から大いに計画をされてですね、川棚町の返礼品がやはりもっと魅力ある返礼品になるようにですね、頑張っていたきたいと思います。そういうことで、一般質問をこれで終わります。

(10:40)

議 長 町長。

町 長 今の堀田議員の質問に対してちょっと、再度なんですけど、

基金の目標額を設定するメリットを、もう少し具体的に説明をいただければ、こちらも具体的な答弁ができると思いますが、質問を終わられまして大変恐縮なんですけど、そういったところをもう少し具体的にお願いいたします。

議 _____ **長** まだ続けるんですか。質問は終わるんじゃないくて、まだ続けるということなんですかね。はい、三岳議員。

3 番 三 岳 休憩を求めます。

議 _____ **長** 休憩を求めたと。

3 番 三 岳 はい。

議 _____ **長** 休憩を求めたわけですね。はい、今、休憩の求めがありましたので、戻ってください。今、三岳議員から休憩の発意がっておりますので、これを認めたいと思います。よろしゅうございますか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** では、休憩いたします。

(1 0 : 4 2)

(…休 憩…)

(1 0 : 4 8)

議 _____ **長** 再開いたします。

ただいま休憩を取って、議会運営委員会の中で、今の堀田議員の一般質問の流れで「終わります」という発言の後に町長からまた答弁的なものがありました。その辺の取り扱いについて、議会運営委員会の中での協議を報告し、私なりの判断をさせていただきます。議会運営委員会といたしましては協議の中で、堀田議員はこれで終わりますという発言をいたしておりますので、一般質問については終了というふうに判断すべきであるというふうな判断であります。議長といたしましても、質問者がそのように意思を明確にいたしておりますので、そのように取り扱いたいと思います。

ただし、今後、質問等につきましてはそういう、改めて問題点、質問を投げかけるような形ではなくて、区切りよく質問をしていただくことが必要ではなかろうかというふうに判断をいたしております。

これで堀田議員の一般質問は終了といたします。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 0 : 4 9)

(…休 憩…)

(1 1 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に久保田和恵議員。久保田議員におかれましては、本日の質問の中で写真を使いたい旨の要望がっておりますので、これを許可をいたしておりますので申し添えておきます。

4 番久保田 議席番号4番、久保田和恵です。第1に石木ダム建設について尋ねます。

県の予備調査から半世紀、川原地区の住民の方々はさまざまな分裂工作を受けながらも、一貫して暮らしと自然、そして先祖から受け継いだ大事な土地を守るために権力と闘ってきました。8回もの工期変更をしても未だ本体工事にたどりつけていません。川原住民の方々は、石木ダム建設が本当に必要な事業なのか、知事に対して話し合いに応じるよう求めています。未だ実現できない状況が続いています。

このままで行けば、一触即発の事態も招きかねません。そこで以下の点について、地元自治体の町長に尋ねます。

1つ、平成7年6月、町と採石業者3社の間において、公害防止協定書が結ばれています。協定書の内容は、大型トラックは午後6時半から午前7時までは通行できないことになっています。しかし今回、6月19日、現場事務所の設置のための機材を運ぶために早朝3時頃、また、7月28日の真夜中12時、職員が勝手に通行止めにして大型重機を搬入しています。町への連絡なしの大型車輛の搬入について、町長の考えを尋ねます。

2つ、石木ダム建設予定地の岩盤の安全性について、町長の考えを尋ねます。

3つ目、地球温暖化のために、各地で記録的短時間雨量や、線状降水帯による災害が起きています。石木ダムは川棚の治水に大いに必要と言っていますが、どこにどのような形で降るかわからない豪雨を石木ダムで防げるのか尋ねます。

4つ、県は「水のわ」、「つたえる県ながさき」9月号、「石木ダムの役割を学ぶ」などの宣伝物を県民に配布しています。川原の方々は納得のいかない事業認定の取消を求めて裁判を進めているところです。川原に住む住民の心を逆なでするような県の宣伝物は配布すべきでないと思いますが、町長の考えを尋ねます。

5つ、戦争をくぐり抜け、町の復興に尽力されたご高齢者、川原に嫁いできて子どもを産み育てた女性達、生まれてからずっと闘争の中にいる子ども達、国に翻弄され、町から見放された人達は川棚に住んで幸せと言えるのか。憲法が保障した、国民の生命、自由、幸福追求の権利に対する町長の考えを尋ねます。

6つ、ダム推進の理由に、佐世保市は既存のダムの更新や土砂浚渫のために石木ダムが必要と言っています。この事についての町長の考えを尋ねます。

7つ、平成26年7月11日、県は今後も事業の必要性について説明をしていくと約束しましたが、未だに実行されていません。知事に対して地権者との話し合いに応じるよう働きかけをする考えはありませんか。

第2問、教育長にお尋ねします。教員の働き方について尋ねます。

過労死ラインを超える長時間勤務を強いられている教員の働き方が社会問題になっていますが、安倍政権の「働き方改革」では、教員は対象になっていません。8月21日の新聞報道によると、大分県の公立中学校の教諭の死亡が公務災害に認定されたとありました。本町の小中学校の教員が適切な勤務時間の管理のもとで働いているか、長時間勤務が見落とされていないか、働き方について尋ねます。以上です。

議 長 町長。

町 長 久保田議員から2つの項目について質問がありましたが、私の方からは最初の石木ダム建設についてのご質問にお答えいたします。石木ダム建設について7項目に渡って質問がありましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず①の、平成7年、町と採石業者3社の間において、公害防止協定書が結ばれているが、町への連絡なしの大型車輛の搬入について町長の考えを尋ねると、このような質問があります。この採石業に関わる公害防止協定につ

きましては、平成7年6月7日付で川棚町と採石業者3社とで締結をされており、当時の石木郷総代が立会人となっております。この協定は川棚町石木地区に所在する、採石事業場における事業活動に伴って生じる公害を防止し、地域住民の健康を守るとともに、地域の生活環境を保全するために締結されたものであります。また、大型車両で重機等の搬入が行なわれておりますが、大型車両の通行につきましては特殊車両通行許可制度があり、道路法第47条第1項、同条第2項及び車両制限令第3条に基づき、道路管理者の許可を受けて搬入されたものであり、今回は通行経路が県道であったため、町への事前連絡が必要なかったものと、このように考えております。

次に②の、石木ダム建設予定地の岩盤の安全性についてのご質問でございますが、平成25年9月に石木ダム事業の必要性や公益性について改めて認められたことにより、国の事業認定の告示がなされております。そこで質問にあります、岩盤の安全性についても検討がなされ、事業認定に至っているものと、このように理解をいたしております。また、石木ダム建設の地盤評価はこれまでの地質調査等の結果を踏まえ、総合的な解析評価を行い、ダム建設に支障がないということを確認していると、このように県から説明を受けているところであります。

③の、各地で起きている記録的短時間雨量に石木ダムは対処できるのかというご質問についてであります。石木ダムは自然調整式ダムであり、本来川棚町流域において、おおむね100年に1度発生すると予測される雨量に対し、洪水調整を行う有効なダムであり、万が一計画規模を大きく超えるような降雨があった場合においても、洪水調整を行うことで、ピーク時間を遅らせることにより、避難に要する時間を稼ぐことができると県から説明を受けております。九州北部豪雨など、全国各地で災害が頻発している状況を踏まえると、川棚町といたしましても1日も早いダムの完成が必要だと、このように考えております。

④県の発行物、「水のわ」、「つたえる県ながさき」9月号、「石木ダムの役割を学ぶ」本が配布されていることについての町長の考えについてであります。事業を進める県として、県民の理解促進のために石木ダムの必要性などについて情報発信をされているものであり、県民の皆様の理解が深まればよいことだと、このように思っております。

⑤の、憲法が保障した国民の生命、自由、幸福追求の権利に対する考えについての質問であります。憲法第13条ではすべての国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政のうへで最大の尊重を必要とするとあり、このことは理解をしており、尊重しなければならないと、このように認識をいたしております。

⑥のダム推進の理由に、佐世保市は既存のダムの更新や、土砂浚渫のために石木ダムが必要と言っているが、このことについての町長の考えはという質問でございますが、川棚町は治水面で川棚川下流域にお住いの住民の皆様方の安全、安心を確保することが責務と、このように認識をいたしております。佐世保市の利水に関して、私が答える立場ではありません。

⑦平成26年7月11日、県は今後も事業の必要について説明をしていくと約束しましたが実行されていない。知事に対して地権者との話し合いに応じるよう働きかけをする考えは、との質問であります。平成26年7月11日の地権者面談において、知事は、知事自らが出席して説明すべきだと考える質問がある場合には、部長からよく聞いて判断したいと、このような旨を答えられましたが、以降の公開質問状においても、技術的、専門的な計算根拠の資料請求がほとんどであり、知事出席の面談には至っていない状況であります。そこで、先月22日の知事の定例記者会見でもそうでしたが、知事はこれまでも静穏な状況で、こちらの申し上げることも十分お聞きいただける、そして地権者の皆様方のお話を静穏な状況の中でお聞きする、そういう機会をいただければいつでも地権者の皆様とはお会いしたいが、話については計画を白紙に戻さないと応じないというこれまでのお話でありましたので、そこまではなかなか難しいものと判断し、今日に至っていると、このように述べられております。したがって、13世帯の地権者の皆様方が静穏な環境の中で話し合いができる状況になれば、私が働きかけをするまでもなく、知事は地権者の皆様とお会いすると、このように思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 教育長。

教 育 長 久保田議員の教員の働き方についてのご質問にお答えします。ご指摘の政府が進める「働き方改革」は、残業時間の上限を年間720

時間以内、月100時間未満などとするものです。週あたりに換算すると25時間を少し切る時間になります。この上限規制の対象から外されているのが公立学校の先生達です。厚生労働省は過労死の労災認定基準として、1ヶ月に100時間以上、または2ヶ月から6ヶ月間に毎月約80時間以上の残業があった場合に、業務と発症との関係性が強いとしています。いわゆる過労死ラインと言われるものです。

昨年度、文部科学省は教員勤務実態調査を実施しました。月100時間の残業を越えるのは、小学校で17.1%、中学校では40.7%に登っています。更に、月80時間以上の残業を越えている教職員は小学校で33.5%、中学校で57.7%に達します。長崎県の場合は月100時間の残業を越えるのは、小学校で0.16%、中学校では8.3%となっています。

全国平均と比べるとかなり低いものになっています。しかし、川棚町においても毎月の超勤状況報告では、月100時間の残業を越える職員が、多い月で7人、少ない月で1人毎月挙がってきています。このような実態は、私も小学校、中学校ともに厳しい勤務状況にあると認識しています。

とりわけ中学校においては、異常事態と言っても過言ではない状態です。

中学校で残業時間が多いのは、部活動の時間が含まれているためです。放課後、部活動の指導を終え、また職員室に戻り、次の日の授業の準備などをしてから帰宅している状況が窺えます。とりわけ教頭先生においては、朝一番に学校に行き、学校を開錠し、職員が帰宅してから施錠するため、勤務時間が他の職員より長いという実態があります。

このような状況を踏まえ、長崎県においても超過勤務を改善するために、次のような取り組みを始めています。

1、教職員が業務に専念できる環境を確保するために、教職員の業務の見直し及び改善。各種調査を精選する。保護者・地域人材の活用を図る。

2、部活動においては、週1回のノー部活動デーの設定とその指導の徹底。地域スポーツクラブや外部指導者との連携。

3、教員の働き方の見直しにおいて、週1回の定時退勤日、ノー残業デーの設定とその指導の徹底。教職員の意識改革の推進。学校閉庁日の設定。

4、教職員の健康の保持増進として、教職員のメンタルヘルス対策の推進。教職員の勤務時間の把握と指導の徹底。以上、4項目を柱として、今後

5年間で100時間超過勤務職員を0にすることを数値目標としています。

川棚町においては毎月超過勤務の報告を受け、各校長に超過勤務を減らすよう働きかけをしています。また、教職員の負担を軽減するために、早くから教職員の負担軽減に努めています。まず、人的措置としてサポートティーチャー、特別支援教育支援員、図書室司書補助職員、こころの教育相談員、スーパーバイザー、ALT、外国語指導支援員を町で雇用しています。授業の準備の負担を軽減するために、学校のICT化を進め、デジタル教科書を取り入れています。事務や会議の時間を軽減するために、公務支援ソフトを導入しています。部活動においては7月14日付けで社会体育や部活動について、教育委員会から部活動指導者と保護者宛に、過度の練習や大会への出場がないよう通知を出したところです。学校においても出退勤の管理をしっかり行っていますし、公務のスリム化のために夏期休業中に会議をしたり行事を行うなど、事務が軽減するよう努めています。

しかし、これらの取り組みは根本的な解決にはならないと私は考えています。それは、ほとんどの教職員が仕事に生きがいと誇りを持っていて、児童生徒・保護者からの信頼を得るためには、時間を惜しむことなく一所懸命仕事に打ち込んでいるからです。例え早く学校を退庁したとしても、残業時間には含まれていませんが、テストやノートを持ち帰ったり、保護者から電話で相談を受けたりして、プライベートの時間がないような働き方をしている職員もいます。国が教職員の定数を増やし、受け持ちの授業時数が減り、さまざまな業務を減らすなど、制度が変わらない限りは、このような状況はなかなか改善できないと考えます。教育委員会としては、教職員が少しでも働きやすい環境を作り、負担軽減のためにサポートしていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 では、順を追って再質問してまいります。

先ほど、1つ目について、町長は県道であったため、その町に対する通告が必要ではないと解釈されて、納得されているようです。しかしですね、やっぱり県の公共事業というのは、模範的なものにならないといけない、やっぱりコンプライアンスを一番重視する、先端にあるのが公共事業だと思うんですね。6月19日にしても、大型車輛2台と普通乗用車が10台ぐら

い、それから28日は大型車輛を入れているんですね。県道のそばに寝ている人たちは、大型車輛が通るための地響きで、地鳴りで起きられる。そういうことも聞いています。だから先ほど言われたように、地域の住民の健康を守るためにこれが結ばれたというのであれば、ちゃんと県に指導するべきではないかと。そして、先ほどおっしゃったように、県道であったために県に報告する必要はないとおっしゃいましたけども、私が小さいですけども町長に先にお渡ししたこの写真をご覧になりましたでしょうか。なりましたか。これがちょっとはっきりわからないので、青い屋根が上側で、このちょっと先には橋がある、その手前ですね。こういうふうに護岸を壊して大型車輛が入って行っているんですね。これから後にいろんな雨の降り方というか、そういうこともあったわけです。これは県のものだから、こういうこともしていいとお思いでしょうか。それをお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。まず、①の質問に対して今、再質問がありましたが、議員からは平成7年6月7日に締結された、町と採石業者との公害防止協定、これについての見解を質問されたわけですけれども、それについてはあくまでも採石業者と町とが結んだ協定書であって、石木ダム事業についてのいわゆる協定内容は及ばないのではないかという答弁をさせていただきました。あくまでも採石業者と町が協定を締結しているということでございます。

それから写真の提供をいただきまして私も見ておりますが、確かにこういったことでここを利用して、たぶん重機が入れられたのではないかと、このように理解をいたしております。これにつきましても、私共は行政を推進するうえでは法令遵守を基本にしておりまして、この車輛の搬入について、あるいはこういった護岸を通したことについては、あくまでも河川管理者が自らの判断でなさっているものでありまして、それに対して町が言える権限はないものと、このように理解をいたしております。以上でございます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 ではこれから先も、県のどういうふうな横柄な、横着なやり方についても町長は何もおっしゃらないということと理解してよろしいでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えします。県の横柄なやり方に、というふうな発言がありました。私はあくまでも法律で定められた行為であれば、町長がそれに対して言える立場ではないということをお願いしただけであります。以上でございます。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 今、事業認定を取り下げる裁判の最中なんですね。それでも県のやり方には何もおっしゃらないって町長の考えには、ちょっとがっかりしました。これをいくらやっても進まないでしょうから次に行きます。

2番目ですね、事業認定の告示がなされているから、総合的に調査して、県から大丈夫という報告を受けているから大丈夫とおっしゃっている。これは、何て言うんですかね、地元自治体の町長として本当にこれでいいんでしょうかと思います。起業者がこのダムは、この不適切な岩盤の上にありますと言うはずがありません。起業者が言うとおりにしてしまえば、本当に誰が町民の命や財産を守る立場に立ってくれるのでしょうかと思います。私の資料でですね、1983年、昭和58年です。町長もこの時は36歳ぐらいだったと、私の推定からすればあるんですけどね、地区労主催の、だからその当時は一般の組合員だと思しますので、ご存じだと思うんです。記憶にあればですね。和光大学の教授で、生越忠さんという人が講演をなさっています。この時には賛成派にも反対派にも呼びかけて講演をされているんですけども、県はボイコットしてこの時には来ませんでした。この方がおっしゃっているのがですね、このデータから見ても現地を1日ばかりで調べても、このダムは百害あって一利なしと、こういうふうにおっしゃっています。県はセメントミルクなどで地盤の改良をすればよいと、そういうふうに思っているんですけども、本当にこれで起業者の言うことを鵜呑みにして、本当に町民の命を守れると確信が持てる、そう断言できますか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい、お答えします。ダムの安全性について今質問なさったわけですが、起業者の言うことを鵜呑みにしてということではなくして、町長としては、今、石木ダムの事業については、土地収用法に基づく事業認定が告示されている。このことは法律的に事業の公益性、必要性が認められ

て、そして現在進められているという状況でございます。私はそういった状況の中で、今のような、先ほどのような発言をしたわけでありませう。

議 **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 この事業認定のことをもとにして、そういうふうには肅々と進めていることに対しては何もおっしゃらないということですけども、この9月4日の第8回の口頭弁論が長崎地裁であっておりますけども、この裁判長は証人尋問を実施する、これからも証人尋問を実施するとして、次回が10月31日となっておりますね。だから裁判所もまだ決定を下していない。テーブルの上にはのっているけども下していないんですね。だからそれまでにはやはり慎重を期すべきだと思います。だから事業認定が出たからと言って、それをやはり、立地自治体の町長としてやっぱり違った立場で考えていくべきだとは思いませんか。やっぱり考えることではないと。

議 **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 考える必要がないとお思いでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えします。何回も言いますように、土地収用法に基づく事業認定が告示されているということは、いわゆる事業の必要性、公益性がそこで認められたと。そして今現在工事が進められております。そういった中で、反対地権者はいわゆる事業認定の取消を求めた訴訟を提起されておまして、それが今、口頭弁論があっている最中なんですね。これの結論がいつ出るのかは私共も予測できませんけれども、現在はあくまでもそういった裁判がなされている状況でありまして、事業認定そのものは現時点では認められておりますので、それによって県が、事業主体がなさっているということについては、法律上瑕疵がないわけでありませうので、私がそれにどうのこの言う立場ではないと、このように思います。

議員が後で質問されております、例えば佐世保市の事情につきましても、この新聞記事によりますと、当時の水需要予測を計画した責任者も呼んで、そして判断の材料にするというような記事も載っておりますので、あまりそういった訴訟があつて、それに直接関連するようなことを私が言うべきではないと、そういった考えも持っております。以上でございます。

議 **長** 久保田議員。

4 番 久保田 先ほども壇上で言ったように、これは半世紀以上も前から進まない事業なんですね。この佐世保市上下水道事業経営検討委員会、これは第2回ですけども、この中の委員の中からもですね、当該事業に着手して以来30年が経過し、事業が長期化していることから、どこかの時点で実現の可能性を判断し、場合によっては別の道を探る必要もあるとの意見もあったと、これに載っています。だから、私はこれをいつまでやっても作るべきではないと。あの方達が土地を提供してもいいですよというふうにおっしゃっていない。裁決申請の時もあの方達は署名をしていない。町が代理で署名捺印した、そういう経緯もあるので、私も地権者も納得はしていないと思います。

そして、次に行きます。今日も奈良県の各地で1時間に110mm以上の雨がこういうふうに降りました。石木川の合流地点により、石木ダムがもし計画されるとして、その上に降るか下に降るか、そういうことも予測されない。だからダムがあっても役に立たないというふうに私は思いますけども、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。議員がおっしゃるように、今、異常気象というふうに言われておまして、いつどこでどういう雨が降るか、全く予測できないという状況であります。そのことは十分理解をしております。だからこそ、そういったことに対しての想定される災害には対応していくべきだと、これが行政の責任だというふうに思います。以上でございます。

議 長 久保田議員。

4 番 久保田 それでは全国各地にもダムを造りまくらなければ、今のような状況は全国でも防げないというふうに私は解釈します。

次に4つ目ですね、県が「水のわ」、「つたえる県ながさき」、「石木ダムの役割を学ぶ」などの宣伝物を、読みたくもない人達にも配られてきます。それから、「石木ダムの役割を学ぶ」という本は、駅の切符を買うところ、何て言うところですかね、あそこにも置いてあります。けどもですね、「水のわ」に掲載された人はですね、「水のわ」の106号です。これはダムマニアの人が紹介されて、ダムカレーとか、ダムの放流とか、そういうことを一所懸命話されてます。けども、今、川原の人達は戦って、暑い

日も寒い日もあそこで頑張っていらっしゃる。そこにこのダムマニアの人が書いたことを載せたものを配布する、無神経に配布する、そういうことにも私は納得いきません。それから、つたえるながさき、つたえるながさきの表紙をご覧になれば、東彼杵町のことですね。ここには自然と対話をするを書いてあるんです。自然を守るということが書いてあるんですよ。うちの町は自然を壊す方向に突っ走っているじゃないですか。自然を壊すじゃなくて、自然を壊される。一方的に壊される方向に突っ走っていると思います。それからこの役割を学ぶ本、これは小学生の低学年でもわかるようにルビが振って、かわいいアニメで描いて、漫画で描いてありますが、子どもに教える本をですね、嘘を書いてはならないと思います。特にですね、この5、6ページ、この中組が洪水によって浸かった写真を取り上げていますが、ここにはちゃんと書くべきではないでしょうか。河川改修が進んだので、今は多くのお家が建って、大勢の人が住んでいますというところまで書く、子ども達には本当のことを教えてください。それともう1つのページで。

議 _____ **長** 久保田議員。

4番久保田 はい。

議 _____ **長** 質問は簡明にしてください。

4番久保田 はい。14ページ、ダムがない場合、からっからの川になったような絵を描いています。だけでも四国の早明浦ダムにしてもいつもダムの底から庁舎の跡が出てきたり、今年の夏は東京の荒川水系でも雨が降らずに二瀬ダムというところが、干上がる寸前まで水の量が減りました。本当にこれは今、裁判中の人達にとって、こういうのを配られるというのがどんなに心が痛むか考えられませんでしたか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。それは全く考えなかったわけではありませんが、何回も申し上げておりますように、すでにこの事業については8割の方が同意をされて移転をされ、そしてその中で事業が進められております。それも川棚町民であります。この方達は1日も早いダムの完成を願っておりますし、町としてもやはり洪水対策ということを鑑みた場合には、やはり事業認定を受けているこのダムの建設は必要だという認識を持っております。そういった中で、こういった配布物が県の方から作成されて配布されることは、県民に

理解を深めるためには良かったんじゃないかと、このように思っております。以上でございます。

議 **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 正しいことが書いていないものは回収される考えはありませんか。駅の窓口においてあるこれはそのまま、これからも置き続けられますか。

議 **長** 町長。

町 **長** 正しいかどうかの判断については、久保田議員は正しくないとおっしゃってますけど、県は事実をしっかりと書いているのではないかと思いますので、町がそれを回収するという事は考えておりません。

議 **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 じゃあ5番目に行きます。本当に川原の人達は川棚町に生まれてきて、そして今は幸せとお思いでしょうか。川原の人達の現実をご存じでしょうか。朝の3時か4時、そのくらいから夕方の4時ぐらいまでずっと、日照りの日も暑い日も座ってらっしゃいます。それからダム小屋の高齢者の方達とお話をされたことがありますか。私が議員になった頃には7、8人いらっしゃった。でもその高齢者も今、2人ぐらいしかいらっしゃらない。

もうお亡くなりになってしまっているんですね。ここで亡くなるまでこの石木ダムのことで悩み、翻弄されて亡くなられる方、それから、4世代も一緒に暮らしている小っちゃい子ども達も住んでいるお家、そういうところがありますが、その人達は本当に毎日が幸せでしょうか。3時か4時から夕方の4時まで座り込むことをどう思われますか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい、お答えします。まず、詰所に行かれたことがあるかという質問に対しては、過去に訪問したことがございます。ただ、町長に就任してからはですね、すでに事業認定の申請がなされていた状況でありましたので、反対地権者とお会いできるような状況ではありませんでしたので、それ以降は行ってはおりません。そして、今、反対のいわゆる抗議行動をされておりますけど、これは地権者の皆様方、あるいはそれを応援している皆様方が自主的にされていることであり、私がそれをどうこう言える立場ではな

いと、このように思います。以上でございます。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 自主的にしているっておっしゃいましたけども、この石木ダムの建設の事業が白紙になれば、この方達は座り込む必要もない。支援者の人達も遠くから応援に来ることもない。この川棚町のこの実態が、ここの町から発信されているんな県に持ち帰られて、どういうふうなことに伝わって行くかですね。私はもう悲しい限りだと思います。

それから6番目に行きます。ダムの推進の理由に、朝長市長がテレビの中でおっしゃっていることを聞いて、私はもうびっくりしました。何て言うんですかね、8割方をまかなっている、安定水源のですね、まかなっている佐世保の下の原、山の田、菰田、転石など、ここの浚渫工事のために石木ダムが必要だと。そうしたら、ここの浚渫工事が済めば石木ダムは必要なくなる。そういうふうに解釈ができませんか。そして、その浚渫工事をするためには、貯水池に引き込む配管をどうにかするやり方もあるのではないのでしょうか。考えれば。ダムが浚渫のために必要だって言われるのは、とても納得できないと思う。私は考えるべきだと思いますけど、町長はそれはどう思われますか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。朝長市長が発言された言葉でありますので、その真意を私がどうのこうの言えることではないと思います。そういったことを私に質問されること自体が違和感を感じます。以上でございます。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 そうだとは思いません。今まで治水と利水を言ってきたわけですよ。ずっと。佐世保市は利水、川棚町は治水。佐世保市は利水を言ってきたわけですよ。そこに改修とか浚渫の目的が増えることになればですね、この石木ダム問題に絡めて解決を目論むなど本当に不見識も甚だしいと私は言わざるを得ないと思いますが、町長はやっぱり朝長市長がおっしゃることで、自分がどうのこうのいうことではないと。だけど、私達の町にダムが造られるんですよね。私達の町の住民の方達の土地が、取り上げられようとしていることに対して市長が言うことであって、自分が考えること

ではないで済むんでしょうか。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 はい。

議 長 差し出がましいようですが、時間もだいぶ過ぎておりますので、次の質問もまだありますが、そういったことも考慮しながら答弁を求めるときは答弁を求める、明確に質問をしていただきたいと思います。

4 番 久 保 田 はい。わかりました。

議 長 はい、久保田議員。

4 番 久 保 田 そうしたらですね、知事に対しても白紙に戻しての話し合いは難しいと。けども、知事も条件を出してきたのも非公開で、それから生活に関することや気持ちを聞くだけ、記録などは認めない。こういうふうなことを約束して話し合いに応じるとおっしゃっています。こういういろんな垣根を取っ払ってですね、とにかく膝を交えて、川原の人達の心からの叫びを聞いてほしいと、知事にぜひ働きかけてください。そうでないと私は川原の人達のことを考えると、本当にいたたまれない気持ちになります。それをぜひ実行していただきたいと思います。

次に、教員の働き方について教育長に再質問を行います。先ほど、数字的なことを挙げておっしゃいました。川棚町でも100時間を超える人達が多い月で7人、少ない時でも1人はいらっしゃる。こういう人達は主に、部活に割かれているということですよ。

議 長 教育長。

教 育 長 ご質問にお答えします。中学校の方から挙がってきている数字で、そういったことで挙がってきております。小学校の方からは該当者はなしで挙がってきております。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 中学校の先生にもやっぱり子育てをしたり、親の介護をしたり、そういうことをしてらっしゃる方もいらっしゃると思うんですね。しかし、私達が入学式に行った時も、やっぱり全部の先生が部活に充てられているという実態を見ました。やはり地域の方々とか保護者の要望に応じて、先生達は頑張られると思うんですね。先ほどおっしゃった仕事に生きがい、誇りを持って、持ち帰ってまで仕事をする、こういうことをしないように教育

委員会としては指導すべきではないでしょうか。持ち帰ってまで仕事をするということは、8時間の自分の時間というものがなくなってしまうことにはなりませんか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 はい、お答えします。私が現職で管理職をしていた時も、先生方には勤務時間を早く終えて帰るように、いつも話をしておりました。ただ、学校の教職員の仕事というのが、勉強を教えることだけじゃないんですよ。あらゆる子ども達の生活指導、朝は登校から、休み時間のトイレの指導、給食の指導、下校の指導、そして交通安全とか、あらゆる面にしております。その間を縫って子ども達の毎日のノートも見たり、添削したりと、それこそ中学校も一緒だと思いますけど、やっぱり自分の時間というのが、ゆっくり事務をする時間というのがないんですよ。ですから、先ほども言いましたように、教育委員会がいくら指導しても、結局そういった教職員の仕事というのが、働き方が変わらない限りは変更できないと。ですから、教員の仕事は勉強を教えることだけだよということで、国が法律を改定してしない限りは、根本的な解決にはならないと思っております。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 他所の自治体でもですね、それを設置したからといって先生方の帰りが早くなるというわけではないでしょうけども、出勤とか退勤の管理にタイムカードの導入をするというふうに考えている自治体もあるようです。それについても、本町も導入する考えはないかということと、それから8月25日の新聞によるとですね、文部科学省は2018年度の公立小学校、教職員定数を3,800人増やすよう求める方針を固めたとあります。

小学校に新たな、英語を教科化するとかですね、深刻になっている長時間労働に 대응とか、そういうことに対する増員だと思います。そして不登校とか生徒指導のためにも、それから事務職員も400人増やすとか、私の町でも先生方が増える望みは持てますか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 はい、お答えします。まず、時間の管理ですけど、早くから出退勤の勤務時間の自己申告というかですね、朝登校したら入力して、何時に帰ったというようなタイムカード的なことは早くからやっておりますの

で、特には導入する必要はないかと思えます。

それから、教職員の増員につきましては、これは町としてもお願いするしかありませんので、川棚町に何人増員するというのは、これはもうわかりません。長崎県に何人配置されるかも、これは国が決めることですのでですね、働きかけはしていきたいと思っておりますけれども、果たして川棚町に配置されるかどうかはわからないというところです。

議 長 久保田議員。

4 番 久保田 やはり準要保護の数を見ても、ずっと増えています。やはりそれだけ家庭にも問題があり、子ども達にも問題がある。先生達が健康で働くことによって、子ども達がのびのびと成長していく姿を見ていけると思えます。ぜひですね、先生方の超過勤務がなくなって、そして健康的に働けるようにすべきだと思います。以上で終わります。

(1 1 : 5 0)

議 長 ここでしばらく、休憩をいたします。

(1 1 : 5 0)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、田口一信議員。

2 番 田 口 議席番号2番、田口一信です。農地の所有関係の明確化という項目について質問をいたします。

農地の中間管理事業により、農地を集約化する方向になっておりますが、この制度も、制度の前提としましては、農地の所有者が明確になっていることが必要であります。しかし、現状は、その農地については相続とか転居・離農などによって、所有関係が不明確になっている、あるいは所有者がすべて遠くに住んでいる、などの状況にある農地が増えてきておりますし、さらにこのことは、相続が発生するたびに複雑度が増すという状況にあるわけでございます。農地の所有関係が不明確になりますと、農地の有効活用ができなくなりますし、町の固定資産税収入にも影響すると思われまますので、町と

して農地の所有関係を明確にする手立てはないのか尋ねるということでございます。

ただ、この通告についてですね、少し明確でないような内容もありますので、もう少し具体的に申し上げたいと思います。前提としてはですね、本日の議論は、農地の中間管理機構の対象になり得るような農地のことを議論したいと思います。すなわち耕作放棄地のような条件の悪い農地ではなくて、「機械も入る」「水の便もある」「平」というような条件の良い農地についての議論ということにいたします。

それから、中間管理機構に対しては、土地を貸し出す人と、それから中間管理機構から農地を借り受ける人とあるんですけども、本日のこの議論は中間管理機構と貸し手、すなわち土地の所有者、権利者についての議論ということになります。現在、全国の農地でですね、要するに所有権の、農地の所有権の登記をした後に、50年以上経っているという農地が全国の23%に上っているそうであります。登記後50年ですから、もちろん50年間その人が耕作しているということもあり得るんですけども、相続、亡くなって相続というふうな形になっているという農地もかなり多いと思います。そういう意味で、常に相続が発生する度に、所有者が亡くなる度にですね、どんどん面倒になっていくというふうなことになるわけです。

沖縄県の事例ではですね、その中間管理事業に乗せるために、町が公用調査という形で権利者を全部割り出してですね、そしてその権利者に接触をして、中にはアメリカとかにいる人もおったそうですが、そういうふうな接触をして、全ての権利者の同意を取って、そして中間管理事業へその農地を登録したというような事例があるみたいです。沖縄県の事例は、特に戦争によって境界関係とかが非常に不明瞭になっているという要素がかなりあるからではないかとは思われますが、そのようにして公用で登記簿を検査をし、そしていろんなところに照会を出してですね、権利者を把握して、この事業に乗せていくというふうなこともされたそうです。

それからもう1つ他の事例では、静岡県東伊豆町では、遊休農地の公示制度というのを活用したっていうふうなことが書いてございます。農地法に、遊休農地がある場合に、その地権者などに公告をしてですね、そして申し出をしてくれと言って、6ヶ月間所有者から申し出がなかった場合に次の

手続きに進むというような制度が、公示制度というのがあるわけですが、東伊豆町ではそのような制度を利用したということがあります。この場合には、登記簿上の所有者が約70年前に死亡をしているということがわかったと。70年前に死亡ですからね。で、その後その配偶者や8人の子どもを戸籍謄本などから全員の死亡が確認された。すなわち、相続人も全員死亡しているというような状態の土地についてですね、公示をし、6ヶ月経っても名乗り出る人がいなかったために、その後、知事の裁定を申請をして、機構の方へ預け入れたということなんですかね。そういうふうな手続きを取ったそうであります。ので、かなり面倒になるということはあるわけです。この中間管理事業についてもですね。

それで質問としてはですね、本町の場合にはこの中間管理事業を進めるにあたっては、そういうように複雑になっているような事例があるのかどうか、また、そういうふうに複雑になっているというような事例があれば、今の事例のように公用で戸籍などの調査までしてですね、そして中間管理事業に乗っけていくというようなことまでするというふうな考えがあるのかどうかというふうなことを、この中間管理事業に関して質問をしたいと思っております。

それからですね、基本的に私は問題意識としてはですね、農地を個人の所有としておく限り、必ず相続が発生しますし、相続が発生する度に権利関係が複雑になるというのだから、そもそもそれを避ける手立てはないのかなというふうな気持ちを問題意識として思っております。最も良い方法は、法人が農地を所有すると。個人はその持ち分を相続するという格好にすれば、別に何も問題がないわけですが、その法人所有ということに進まなければならないんじゃないかなという気持ちでおります。しかもそれは、農事組合法人とか、今、農業の経営関係の法人化というのが、これも力を入れておられますが、農事組合法人などにしても、あるいは農業協同組合などにしてもですね、基本は個人が土地を所有し、農業を営むというか、いわば自作農という形態が基本にあつての農協であり、農事組合法人でありますので、そもそも株式方式というものではないような気がします。しかし、その相続関係と農地の所有関係とを分けて、相続による複雑さを避けるとすれば、法人化、株式化というふうなことが避けられないのではないかなというふうなこと

を思っております。ので、私は感想としては、戦後作られた、そういった自作農中心の農業の仕組みというのが、構造変化をすべきではないかと。現在の社会構造の変化に対応できていないんじゃないかというふうなことを、問題意識として思っておりますので、この問題意識の部分はですね、何か町長の感想なり、みたいなものがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。以上、質問いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 町長。

町 長 田口議員の農地の所有関係の明確化の質問について、お答えをいたします。当初、質問状をいただいた時に、正直言いまして、あまり質問の主旨を理解することができませんでした。今、議員が壇上で補足的な質問をされましたので、要は農地の所有関係が不明確になりますと、農地の有効活用ができないと、そういう視点からこの町の方で農地の所有関係を明確化する手立てはないのかと、このような意味ではなかったかと思えます。

そこで議員も当然ご承知のことと思えますけど、農地をはじめ、不動産の所有権につきましては、不動産登記法に定められておりまして、町が登記簿上の所有権者に対抗することは、これは絶対できないと、このように理解しております。また、財産権に関わることにつきましては、これは基本的人権の中でも財産権の不可侵として、個人の権利が保障されていることもあり、町が、町自らの行政処分によって農地の所有関係を明確化することはできないと、このように理解をいたしております。

ただいま議員がおっしゃったように、農地中間管理事業、こういったものを実施をする場合には、1つの方法があるのではないかと思います。まず、農地中間管理事業で農地を集約、集積・集約化する際に、1つの農地に複数の権利者があり、権利者が明確であれば、権利者の2分の1以上の同意を得て、管理行為として5年以内の利用権設定ができることになっております。更に、権利者が明確な優良農地が相当数あり、その農地を集約、集積・集約化する中に、権利者不明瞭な土地が一部含まれている場合、こういった場合でも法手続きを行い、知事の裁定で集積・集約化して5年以内の利用権設定ができることとなっているようであります。このことは先ほど、議員から壇上で説明がありました、東伊豆町の例ではなかったかと思えます。そういったことで、まず壇上での答弁とさせていただきます。以上でございます。

議 **長** 田口議員。

2 番 田 口 中間管理事業というものは、長崎県の農業振興公社ですかね、公社が中間管理機構になっておりますけれども、具体的な業務を各市町村に委託になっているものと思いますので、結局、なるだけ中間管理事業を進めていくためにはですね、先ほど言ったような調査をして、できるだけ権利者を割り出して、調査をして進めていくというふうなことになると思うんですけれども、町としてもそのように進めていくという考えで良いのでしょうか。重ねての質問みたいになりますますが、聞きます。

議 **長** 町長。

町 **長** はい、お答えします。当然、中間管理事業を進める場合には、先ほど議員が市町村に委託をしてというふうな話がありましたけど、これは委託ではなくて、直接長崎県の農業振興公社の方で実施をされております。町への委託ではありません。はい。ただ、そういった中で先ほど言いましたように、権利者が不明瞭な場合は町も協力して、先ほどおっしゃったような方法で集約を図り、5年以内の利用権設定を図るということになります。以上でございます。

議 **長** 田口議員。

2 番 田 口 それで、現実の状況ですが、川棚町内には、そのような複雑な事例にあたるような事例があるのかどうかということと、そもそもどのような、何haとか、そういうような、どのくらいの規模の農地を、そういった中間管理事業に上げていくという方針、ないしは気持ちなのかということをお聞きしたいと思います。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。中間管理事業については、すでに集約化を図っているところではありますが、具体的な数字については、担当課長から答弁をさせます。ただ、複雑になっているという事例は、特には聞いておりません。事業が拡大していけば、そういった事例も今後発生してくるのではないかと、このように思っております。

議 **長** 農林水産課長。

農林水産課長 農地中間管理事業への集約化ということで、今後どの程度やっていくかということですが、平成28年度の実績で、中山・上組

地区で12.4haの利用権設定を行っております。これは条件の良いところですのでそういった場所がですね、なかなか今から増えていかないということですので、努力はしていきたいと思いますが、今のところ、今から何haという数字は出せません。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 こういうケースもあるのかなと思いますが、そういった優良な農地であってもですね、現在は自分達は耕作していないとか、都会にいるとか、でもきちっと借りる人があって、そういう人に貸して耕作をさせているという土地は、農地はまあまあ結構あるのではないかと思いますけれども、きちっと農地の貸し借り関係もはっきりはしているけれどもですよ、地権者としてはですよ、中間管理機構の手続きに乗せたいなというふうなことを思っている人もおるかもしれませんね。しかし、その時にもうあなたのところに貸すのはやめたと、中間管理機構に貸すよと言ってしまえばですね、今、借りている人が困るというケースもあるわけですから、そこら辺はたぶん中間管理機構の内部規定としても、貸し剥がしが起きないように注意するというふうなことがあるようです。すなわち、今、貸している人に貸さないよと。中間管理機構に貸した方がいいよというふうなことがないよという事で、その借り賃なんかについても配慮するというふうなことになっておるようですが、安心からすれば、中間管理機構を通して貸し借りをするというのが、安心ということもあり得ると思います。

そういう意味で、地権者の方がですね、中間管理機構に貸し出したいよというふうな意向を持っていることを、どのように把握をしていっておられるのかということをお聞きしたいと思います。というのは、借りたい側は年に1遍の中間管理機構が公示をして募集をするというふうなのを、借り手については募集がかかるそうですが、貸し手の方については募集をかけるというふうなことはないようでありますので、市町村と連携して貸し手の把握に努めなさいというふうになっているようでありますので、貸し手の把握というものについては、どのような取り組みをされているのかということをお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えいたします。実は、川棚町農業委員会では年に1度、

町内の全農地について実態調査をされております。その中で、農地として活用しているのか、自ら耕作しているのか、あるいは誰かに貸しているのか、あるいは遊休農地なのか、もし遊休農地であれば今後どうしたいのか、そういったところまで調査をされております。こういったことをもとにして、そして中間管理事業というものがそれに反映されていく状況になっております。これは農業委員会で今、一所懸命取り組んでいるところであります。以上でございます。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 最後に、先ほど最後に言いました、そもそも論については何か感想はないですか。というか、これは農地に限らず、土地全体についての所有者不明の土地というものが問題になっているようでありまして、農林水産省じゃなくて国土交通省の方が取り組んでですね、そういった不明土地を明確化するために、今後取り組んでいくというふうな方向にあるようであります。今年の6月に閣議決定したというふうなこともありますけれども、土地問題全般についてのことですが、特にやっぱり農地についての問題であるし、そもそも農業の経営、形態とも関連をしてくると思うんですけども、両方関わってきますけども、私はやっぱり法人経営という形が方向としてはよいのではないかと考えているんですが、そういったことについての何かお考えはありませんか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。先ほど、議員が壇上で社会構造の変化によって、今の農地の所有のあり方がちょっと変わってきているのではないかというふうな発言もありましたが、実は私もそういったことを感じておりまして、現在の不動産登記法、これが変更にならない限りは、この問題は解決できないと、このように思っております。ただいまおっしゃったことの事例の中には、例えばこれまで地方自治法の改正によって、いわゆる地縁団体、地域の自治会が地縁団体として登録をすれば、その自治会が所有権を取得することができるので、こういった地方自治法の改正がなされてもおりますし、今後そういったところが少しずつ変わっていくのではないかと、私はそのようなところを期待をいたしております。議員からは、会社が所有をして、そしてそれを農家に貸付けをすればいいのではないかというふうなご発

言もありましたが、そういった場合でも会社が土地を取得するためには、その土地が、所有権がはっきりしていなければ、今の不動産登記法では会社が取得することができないわけでありますので、その前段のところは今、難しいのではないかと、このように私は理解をいたしております。以上でございます。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 今、言われたところの少し認識についてですけれども、会社が保有をしてですね、農家に貸し付けるというよりは、私が望ましい姿として思っているのは、貸し付けるのではなくて会社そのものが農業を営むという形というふうなことがよいのではないかと、将来的な姿としてはですね。農業者は自作自営の農業者でなくて、その会社で働く労働者でよいのではないかというふうなことを思っておるという、そういうことでございます。以上で質問を終わります。

(1 3 : 2 5)

議 _____ **長** 次に、波戸勇則議員。

8 番 波 戸 8番、波戸勇則です。通告文にしたがい、全国瞬時警報システムの対応について町長及び教育長へ質問します。

先に、先の通告書におきましては、8月29日早朝とするところを、8月28日早朝と通告しておりました。訂正方とお詫びをいたします。

8月29日早朝、北朝鮮が発射した弾道ミサイルは北海道上空を通過し、太平洋上に落下しました。このミサイルは報道によると、中距離弾道ミサイル火星12であったとされています。また9月3日には6度目の核実験を実施するなど、北朝鮮の強行的な姿勢は今後どうなるのかと、困惑や不安が募るばかりであります。

さて、8月29日の弾道ミサイル発射実験では、日本政府は6時2分、北朝鮮西岸から東北地方の方向にミサイルが発射された模様との情報を、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートにより、北海道、東北地方など1道11県に伝達しました。私自身、朝のテレビで知ったわけですが、これまでは対岸の火事ではありませんが、実際に日本でそのようなことが起こることはないだろうと考えておりましたが、現実として全国瞬時警報システムで情報が伝えられ、どのように行動するべきかの判断を国民自らに迫られる状況

となりました。この時、本町は弾道ミサイル発射による警報の避難対象地域ではありませんでしたが、最近の北朝鮮を取り巻く状況を考えると、予断を許さない状況ではないかと考えております。国民保護ポータルサイトでは非難を呼びかけられた場合の行動として、屋外にいる場合は近くの頑丈な建物や地下に避難してください。近くに適当な建物等がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せ、頭部を守ってください。屋内にいる場合はできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してくださいとなっております。北朝鮮は3月6日の弾道ミサイル発射実験では、在日米軍基地を攻撃目標と想定する訓練を行ったとの報道もありました。本町で考えた場合、佐世保市に米軍佐世保基地があり、直線距離にして20kmもありません。避難先とされている地下街や地下鉄もなく、地下へ避難することはできません。頑丈な建物として耐震工事が完了している小中学校などが考えられますが、本町において、弾道ミサイル発射による全国瞬時警報システムが伝達された場合の対応について、次の3点をお尋ねします。

1、避難先として、頑丈な建物など、どのような場所を想定されているか。

2、小中学生の登下校中などの場合、対応はどのように考えているか。

3、町全体で、避難訓練を行う考えはないか。以上を質問いたします。

次に、通学路の防犯カメラの設置について、教育長へ質問いたします。本町では、地域の皆様方のボランティアによる登下校中の見守り活動、交通量が多い交差点での交通指導などの活動や、こども110当番の家の取り組みなど、日頃から子ども達を見守る活動が行われております。本町では重大な事件が発生している状況ではありませんが、全国的には児童生徒が重大な事件に巻き込まれ、被害者になる事例などが度々報道され、心を痛めているところでございます。子どもたちが安全で安心して通学できるよう、地域と学校、行政が一体となって、通学路における防犯等の抑止対策が重要と考えております。防犯カメラは昼夜を問わず見守りが可能であり、犯罪などの抑止にも有効かと考えております。反面、プライバシーの侵害や個人情報などが含まれる映像などの管理の課題等がありますが、通学路の安全対策のより一層の向上に向け、公共施設、消防詰所、地区公民館などの施設を利用し、防犯カメラを設置する考えはないか尋ねます。

議 長 町長。

町 長 波戸議員の全国瞬時警報システムについてのご質問にお答えいたします。まず、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートにつきましては、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や、有線放送電話を利用し、緊急情報を住民の皆様へ瞬時に伝達する、日本独自のシステムであります。

対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や、弾道ミサイル攻撃等についての情報を国から住民まで、直接瞬時に伝達することができるという点が最大の特徴であります。緊急情報を瞬時に住民の皆様へ伝達することにより、住民に早期の避難や予防措置などを促し、被害の軽減に貢献することが期待されているところであります。そこで議員からは、本町において、ミサイル攻撃による全国瞬時警報システムが伝達された場合には、どうするのかということによって3つの質問をいただきましたので、順次答弁をさせていただきます。

①の避難先として頑丈な建物など、どのような場所を想定されているかについてのご質問であります。武力攻撃事態等において、住民の避難及び避難住民等の救援を的確かつ迅速に実施するため、国民保護法では都道府県知事が国民保護法施行令で定める基準を満たす施設を、当該施設の管理者の同意を得て、避難施設として予め指定しなければならないと、このように規定をされております。このことを踏まえて知事は市町の区域の人口、市街地の状況、防災のための避難場所の指定状況など、地域の実情を考慮し避難場所が指定されており、本町においては県立及び町立の学校をはじめとする公共施設、15の施設が指定をされているところであります。町のホームページに県が指定する避難施設及びミサイル落下時の行動に関するQ&Aを掲載し、公表をしておりますので、ぜひ後ほどご覧いただければと思います。

次に②の、小中学生の登下校中などの場合の対応はどのように考えているか、についてのご質問であります。小中学校の対応についてはこの後、教育長が答弁することにしてありますが、弾道ミサイルは発射から極めて短時間で着弾することから、国においてはJアラートを活用し、緊急サイレン、緊急速報メール等によって緊急情報が発せられることになっております。地方においては、国や県から発せられる情報を収集し、また、住民に対しての避難行動についても防災無線や携帯サイトを活用し、的確に情報を発

信していく考えであります。

次に③の、町全体で避難訓練を行う考えは、についてのご質問ですが、現在、地方においては、ミサイルが着弾する前にどのような備えが必要なのか、あるいは着弾後どのような影響があるのか詳しく把握できておりませんので、現時点で町全体で避難訓練の実施をするということは考えておりません。しかし、県がこの秋、国と雲仙市の合同でミサイルの県内着弾を想定した訓練を実施する予定でありますので、現場を視察し、今後に向けての検討とする考えでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 教育長。

教 育 長 波戸議員の②の質問にお答えします。ご質問の中にありましたこと、そして、ただいまの町長の答弁と重なる部分があることを予めご了承願います。北朝鮮によるミサイル発射については、大変憂慮すべき事態と捉えています。報道によりますと、全国瞬時警報システム、以下Jアラートと読みますが、伝達されてからミサイルが通過するまでわずか4分間しか間がなかったそうです。これが東京方面だとわずか2分だそうです。佐世保方面に来ると、もっと早いのではないかなと考えているところです。そのことから、不測の事態が起きた場合、警報を聞いてからいろいろと指示を出すのは不可能と考えられます。そこで教育委員会としましては、町内の校長と検討し、次のような対応を取るよう児童生徒、保護者へ通知を出しました。

1、Jアラート、全国瞬時警報システムを発信時の対応について。

(1) 児童生徒が登校前や在宅時、緊急情報を注意して聞き、安全が確認されるまで自宅で待機する。安全が確認できたら登校する。

(2) 登下校中や屋外にいる時、できる限り頑丈な建物等に避難する。近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。ランドセルや鞆で身を守ることが有効と考えられる。

(3) 学校に児童生徒がいる時、できるだけ窓から離れ、机等の下等で身を守る。安全が確認されるまで学校に待機させる。

2、休校や自宅待機等の対応を伴う場合は、緊急メールや町内放送でお知らせいたします。

3、その他。日頃からミサイル発射だけでなく、地震や台風等の災害時における避難の場所や身の守り方、連絡方法を確認しておいてください。

このような通知を出しております。今後、有事が起こらないことを願うばかりですが、他にも大雨や台風、地震等の災害、交通事故や火事等の事故も考えられます。危機管理を怠らないよう、緊張感を持って業務にあたりたいと考えております。

次に、通学路の防犯カメラの設置について、お答えいたします。全国的に児童が重大な事件に巻き込まれる事件等が報道される度に、命の大切さを改めて痛感し、子ども達の安心安全を願わずにはいられません。教育委員会としましても、子ども達が安全で安心して学校に通えるようにするためには、通学途上における防犯等の対策が重要だと考えるところです。波戸議員も言われましたように、防犯カメラは昼夜を問わず監視が可能であり、犯罪の抑止や容疑者の検挙に有効なものと考えております。金融機関や店舗などを中心に普及してきましたが、昨今では大都市の繁華街へ設置され、犯罪抑制、検挙率向上といった効果が表れています。また、主要道路の交差点では、交通事故の検証にも役立っています。このような背景をもとに、通学路へ防犯カメラを設置することが、各自治体で検討され始めました。東京都では、すでに運用されている地区もあり、他にも大阪府や福岡県等の各自治体で計画や運用がなされ、登下校の児童生徒を犯罪、事故被害から守るための抑止力として効果が期待されているところです。

しかし、設置及び維持にかかる費用や、個人情報が含まれる映像の管理などの課題もあります。東京都の例を挙げますと、防犯カメラの設置にかかる費用として1台あたり38万円がかかっているそうです。また、設置場所付近住民のプライバシーの保護を図ることが求められ、住民の理解も必要となります。そして、撮影された画像の管理が悪用されないための方策も取らなければなりません。このようなことから、通学路への防犯カメラの設置については、実施されている自治体の事業効果を参考にしながら、今後、研究を進めてまいりたいと思います。

教育委員会としましては、子どもの安心安全を守ることを第一に考え、学校、PTA、道路管理者、そして警察との連携を図りながら、現在地域の方々のお力を借りて行っている登下校の引率や見守り、こども110当番の家の更なる充実を図り、子どもが安全に過ごせる町づくりのため、学校と地域とが協力できる体制が取れるよう支援してまいりたいと考えています。以

上、答弁とさせていただきます。

議 長 波戸議員。

8 番 波 戸 先ほど、Jアラートの部分で町長の方から避難先は本町の県立学校、または公共施設等を事前に指定しているということなのですが、なかなかここが、ホームページに載っているということなのですが、実際この前Jアラートが鳴った時にどうすればいいのだろうかということが、何人が聞かれたこともあります。そういうことでやはり町民の方に、ホームページには載せているかと思うんですが、更に危機迫った雰囲気の中で周知をさせる必要があると思うんですけども、広報誌なりに再度、町民の方に知らせる方法等は考えていらっしゃいませんか。

議 長 町長。

町 長 状況が状況でありますので、それも当然必要かと思えます。

以前、このJアラートは平成27年度から運用されているわけですが、川棚町に設置をした時に、一度広報には掲載したという記憶があるんですけど、最近の状況は非常に厳しい状況でありますので、紙面の都合もありますので、来月号に載せられるかどうかわかりませんが、ぜひそういった努力をしてみたいと思います。以上でございます。

議 長 波戸議員。

8 番 波 戸 再度そうやって広報されるということで、助かるんですけども、先ほど、町長が言われました、川棚町のホームページに弾道ミサイル落下時の行動についてということで、ホームページの方で調べることができます。その中でもやはり、ミサイルが発射されてから本町付近に来るまで、やはり先ほどからあるように、2分から4、5分程度かと思うんですが、このQ&Aの中でもやはり問2の中で、なぜ頑丈な建物や地下街へ避難するのですかということがありますが、やはり川棚町には地下街は、地下鉄の駅舎などありませんので、やはりこの辺は本町に合った内容に若干変更すべきと思うんですけども、そういう変更、そういうあるもので、例えば避難場所に、先ほど言われた県立、町立の学校等に避難してくださいみたいな、この具体的な内容で書かれたら町民の方はもっとわかりやすいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 町長。

町長 担当課長に答弁をさせます。

議長 総務課長。

総務課長 はい、それではお答えをいたします。この弾道ミサイル落下時の行動に関するQ&A、これは当然国の方が作成し、公表をしたものでございます。今、波戸議員がおっしゃいました、本町に合ったような文言で公表してはどうかというご質問でございますが、先ほど、町長も申しましたように、広報誌への掲載時にその辺も含めて考えてみたいと、このように思っております。以上でございます。

議長 波戸議員。

8番波戸 はい。それではその旨よろしくお願いいたします。

次に、小中学校の登下校時のことで、先ほど、教育長の方から答弁がございましたけども、例えば通学途中にある頑丈な建物としてですね、病院とか耐震が終わっている保育園とかこども園、そういう民間の施設を緊急的な受け入れ先として、何と云うか、提携と言いますか、事業者と一緒に検討されて、緊急的な受け入れ先として、避難先として指定するような形に持って行くことは考えていらっしゃいませんか。

議長 教育長。

教育長 はい、お答えします。まだ、弾道ミサイルについての、避難についての教育委員会とか各会議では、検討の議題として挙がっておりませんので、今後、そういったことを研究して、議題として協議していく。また、協力できる事業所等ありましたらですね、そういったところに依頼にまいると思っております。以上です。

議長 波戸議員。

8番波戸 できればそのように進めていただけたらと思っております。

また、先ほど、学校の方で保護者等に通知をされたということで、1、2、3ということで説明をされましたけども、例えば登下校中、見守りをボランティアでされている方がいらっしゃいますので、例えば登校中に万が一なった場合にですね、例えばボランティアの方にここ、例えば通学途中で、ここだったら家に帰った方が早いとか、学校にそのまま行った方が早いとか、そういうことで簡単な対応マニュアル等を考えることは、考えていらっしゃいませんか。

議 長 教育長。

教 育 長 お答えします。それにつきましても、まだ検討しておりませんので、今後、対応について考えていきたいと思っております。

議 長 波戸議員。

8 番 波 戸 検討の方、よろしく願いしておきます。

3番目の質問のところなんですけど、先ほど、町長が言われましたように、県は11月21日に雲仙市国見町の多比良港埋立地周辺などで国民保護計画に基づき、他国からの弾道ミサイルの県内落下を想定した国との訓練を実施するというので、この前、新聞に載っておりました。その中で、この見学に行っただけですね、職員が見学に行っただけ対応するということが言われたかと思うんですけども、これは何名ぐらいの職員で行かれて、そういうことをされる予定かお知らせください。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。まだ先のことでありますので、そういう具体的なところまでは詰めておりません。今後、当然防災担当課長、係長等は出席をさせなければと、そういうことを考えております。以上でございます。

議 長 波戸議員。

8 番 波 戸 次の防犯カメラの方で質問を移ります。先ほど、教育長の方からありましたように、東京都、大阪府付近、または神奈川県等々で、今、防犯カメラの設置が進んでおります。やはり先ほど、教育長が言われたように、有効性、またはそういう安全面から考えて、必要性を感じているということで今後、検討されるということなんですけれども、1台38万円ということで、若干高額で、高額になるということが言われましたけれども、例えば防犯カメラの中で、モニターがなくでですね、例えばドライブレコーダーのような感じで、ただ単に録画をして、それはメモリースティックに録画をして、必要な時だけ取り出して見るという方法を採用すると、意外と安価でできるという情報をいただいております。先ほど、有効性等を検討しながら、今後、設置に向けていくということなんですけれども、昨日のニュースでありましたように、小学生にキスをしたということで、容疑者が逮捕されております。これもやはり防犯カメラでそういう声掛けの様子が映っていたというこ

とで、犯罪の抑止力、または犯人の検挙に有効と考えておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、この検討結果ということで、検討次第でやはり必要だと思われた時には、やはり設置の方向に持って行きたいとはお考えでしょうか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 はい、お答えします。防犯カメラの導入にあたっては、犯罪の多い地区、県とかでは、県とかが補助金を出すという制度もあるようです。ただ長崎県の場合、調べたんですけど、そういった補助金の制度は今のところないみたいです。県の方としましては、ちょっと古いんですけど、平成20年にガイドライン、防犯カメラについてのガイドラインっていうのが出されております。防犯カメラによって録画をする場合も、そういったいろんなこと、要綱を定めるという条例規定もあるようです。そういった条例等ですね、勉強も含めましてですね、今後、検討していきたいと思っておりますけど、何しろ校区が広くてですね、なかなか設置については難しいところもあると思っておりますけど、主要な場所については、防犯カメラも必要になってくると思われまますのでですね、そういったことも今度、今後、警察の方とも協議しまして、検討していければいいかなと思っております。

議 _____ **長** 波戸議員。

8 番 波 戸 防犯カメラの方も警察等々と協議しながら詰めていかれるということですので、以上で質問を終わります。

(1 3 : 5 3)

議 _____ **長** 質問者の通告が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 3 : 5 4)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 小田成実

会議録署名議員 福田徹